

令和6年 下呂市農業委員会第6回総会議事録

開催日時	令和6年6月3日 14：00～16:00																										
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室																										
出席委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 33%;">1 番 山下 康子</td><td style="width: 33%;">2 番 上野 耕正</td><td style="width: 33%;">3 番 大森 公治 (推)</td></tr> <tr><td>4 番 嶋田 浩</td><td>5 番 熊崎 みどり</td><td>6 番 中島 義彦</td></tr> <tr><td>7 番 林 忠助</td><td>8 番 中川 元宏 (推)</td><td>9 番 中川 輝男 (推)</td></tr> <tr><td>10 番 田中 覚章 (推)</td><td>11 番 二村 昭司</td><td>12 番 小林 寿</td></tr> <tr><td>13 番 川口 太三 (推)</td><td>14 番 鎌倉 誠也</td><td>15 番 中島 尊治</td></tr> <tr><td>16 番 福井 順也</td><td>17 番 中島 次郎 (推)</td><td>19 番 熊崎 徹 (推)</td></tr> <tr><td>21 番 金森 茂俊</td><td>22 番 中島 義雄</td><td>23 番 中島 悠</td></tr> <tr><td>24 番 日下部 道男 (推)</td><td>25 番 井戸 克彦 (推)</td><td>26 番 杉山 裕 (推)</td></tr> </table>			1 番 山下 康子	2 番 上野 耕正	3 番 大森 公治 (推)	4 番 嶋田 浩	5 番 熊崎 みどり	6 番 中島 義彦	7 番 林 忠助	8 番 中川 元宏 (推)	9 番 中川 輝男 (推)	10 番 田中 覚章 (推)	11 番 二村 昭司	12 番 小林 寿	13 番 川口 太三 (推)	14 番 鎌倉 誠也	15 番 中島 尊治	16 番 福井 順也	17 番 中島 次郎 (推)	19 番 熊崎 徹 (推)	21 番 金森 茂俊	22 番 中島 義雄	23 番 中島 悠	24 番 日下部 道男 (推)	25 番 井戸 克彦 (推)	26 番 杉山 裕 (推)
1 番 山下 康子	2 番 上野 耕正	3 番 大森 公治 (推)																									
4 番 嶋田 浩	5 番 熊崎 みどり	6 番 中島 義彦																									
7 番 林 忠助	8 番 中川 元宏 (推)	9 番 中川 輝男 (推)																									
10 番 田中 覚章 (推)	11 番 二村 昭司	12 番 小林 寿																									
13 番 川口 太三 (推)	14 番 鎌倉 誠也	15 番 中島 尊治																									
16 番 福井 順也	17 番 中島 次郎 (推)	19 番 熊崎 徹 (推)																									
21 番 金森 茂俊	22 番 中島 義雄	23 番 中島 悠																									
24 番 日下部 道男 (推)	25 番 井戸 克彦 (推)	26 番 杉山 裕 (推)																									
欠席委員	18 番 二村 正明 (推) 20 番 中桐 由起子 (推)																										
議事日程	<p>第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 26 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 28 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について</p> <p>第4 その他</p>																										
事務局長	<p>開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数14名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。</p> <p>ただ今から第6回農業委員会を開催いたします。</p>																										
会長	【会長あいさつ】																										
会長	<p>それでは只今から審議に入らせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>15 番 中島 尊治 委員 22 番 中島 義雄 委員 にお願いいたします。</p>																										
会長	<p>議題第25号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の2～3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。</p>																										
会長	農地法第3条申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。																										

事務局	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が3件提出されています。</p> <p>番号1については農振農用地です。譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号2については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は農地を相続したが、耕作ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p>
事務局	<p>番号4については農振農用地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件問題ありません。常時従事日数が150日未満ですが、申請従事日数である60日以内で管理できる農作物を栽培するため、問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号5については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、隣接住宅とともに譲渡するものであり、譲受人は申請地を隣接住宅地とともに譲り受け農業に励むものです。</p>
	<p>以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。</p>
4番	<p>1番について説明します。申請地は上呂駅の裏になります。家の横の畑です。問題ありません。</p>
7番	<p>2番について説明します。譲受人と譲渡人は親戚です。譲受人は申請地と同地区に居住しており、問題ありません。</p>
8番	<p>3番について説明します。申請地は野上の***支店の西側約1キロメートル地点です。譲受人は高齢ではありますが現在も耕作しております、問題ありません。</p>
19番	<p>4番について説明します。申請地は譲受人が所有する保養地に隣接する畠を耕作するため問題ありません。</p>
24番	<p>5番について説明します。申請地は白山神社の近くです。譲渡人が別荘を売却した隣地農地であり、問題ありません。</p>

会長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請5件について、許可することにご異議ない方の举手を求めます。
【举手全員】	
会長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会長	議題第26号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4～5ページをお開きください。
会長	農地法第4条許可申請4件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、農業用施設用地への転用が1件、店舗等施設への転用が1件、面積については田181m ² 、畠1076.40m ² です。 番号1については、申請地を一般個人住宅の倉庫・物置・駐車場・庭として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 番号2については、申請地を農作業用駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 事務局 番号3については、申請地を一般個人住宅の物置として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号4については、申請地を自動車整備工場の倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、500m以内にかなやまこども園、金山小学校があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。	

- 5番 1番について説明します。周辺農地は申請人の所有地であり、問題無いと思います。
- 10番 2番について説明します。申請地は県道下呂小坂線跡津の***より北側小坂方面に50mの位置です。申請地の西側の農地を耕作したいとのことで、駐車場と資材置場を作りたいとのことです。問題無いと思います。
- 21番 3番について説明します。倉庫として利用しています。申請地は農地より2~3m低い状況で周辺には影響がなく、問題無いと思います。
- 26番 4番について説明します。申請地は国道41号沿いで***から200mほど岐阜方面へ向かった位置です。申請人は自動車屋をしています。廃油・オイル等の保管用倉庫として利用されています。始末書も添付されており、やむを得ない案件であると思います。
- 会長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
- 会長 ご意見、ご質問がないようでの裁決を取ります。農地法第4条許可申請4件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
- 【挙手全員】
- 会長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
- 会長 議題第27号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の6~9ページをお開きください。
- 会長 農地法第5条許可申請9件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が7件、工礦業用用地への転用が1件、植林への転用が1件、面積については田951m²、畑1,917.88m²です。

番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えてのことから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

番号2については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

番号3については、申請地を譲り受け、運搬業資材置場及び駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていないことから、問題は無いと思われます。

事務局

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、500m以内に***医院、みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路及び駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号6については、申請地を譲り受け、広葉樹植林として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。なお、番号6と7については、同一申請書の案件となります。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

事務局

番号7については、申請地を譲り受け、広葉樹植林として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号9については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

番号10については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

2番

1番について説明します。譲渡人は遠方に居住しており、管理できないため、譲受人は駐車場として利用したいとのことです。周辺に農地はなく問題ありません。

5番

2番について説明します。息子が父から土地を借りて家を建てたいとのことです。周辺土地は譲渡人の所有であり問題ありません。

7番

3番について説明します。申請地は***の近くです。譲受人の居住地の隣接地ですので問題ありません。

9番

4番について説明します。申請地は国道41号沿いの***の東側です。申請人は申請地と南隣の雑種地を譲り受けて住宅を建設したいとのことです。周辺に農地はないので問題ありません。

11番

5番について説明します。今春、農振除外申請を受けた土地です。申請地は坂本橋の手前を左へ100mほど進んだ位置です。住宅への進入路として利用したいとのことです。周辺は道路と申請人の所有地なので問題ありません。

13番

6番について説明します。6と7は同じ場所になります。申請地は馬瀬小から上流へ6キロほど進んだ対岸の土地です。譲受人は近隣住宅を購入しており、問題ありません。

15番	8番について説明します。申請地は***から県道を北に1キロの位置です。数年前に住宅を建築されて、進入路として利用していたとのことですが周辺への影響もなく問題ありません。
25番	10番について説明します。申請地は八坂という地域です。譲渡人が家と農地を売りに出したところ、現状がわかり、今回の申請となりました。始末書も提出されており問題ありません。
会長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
5番	6番の案件についてですが、広葉樹を植えるとのことです、周辺に農地はないでしょうか。
13番	周辺に農地はあるが、全て荒廃農地で問題ありません。
5番	外国人が土地を取得することに問題はないか
事務局	外国人が土地を取得することがダメということは無いです。3条で農地を取得する際には国籍を記入するよう指導を受けています。
会長	ご意見、ご質問がないようでの裁決を取ります。農地法第5条許可申請9件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
【挙手全員】	
会長	ご異議ないと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会長	議題第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、使用貸借が1件提出されています。 番号1については、10年前に経営移譲のため、使用貸借をした農地が満了を迎えることから30年間の貸付を再契約するものです。場所は野尻で8,760m ² 、全て畠として利用し、借受人は認定農業者です。以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。
会長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

会長 ご意見、ご質問がないようすで裁決を取ります。
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会長 以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

19番 住宅と農地を外国の方が購入されるが、大丈夫だろうか？と地域の方が心配している。外国の方だからダメということは言えないし、本人同士が話していることだから、農業委員会としては止めることはできないと伝えたが、農業委員としてどう対応したら良いのか悩んでいるので教えてほしい。

事務局 外国人が土地を取得することに法的な規制はありません。ただし、3条申請については、国籍の記入が必要になったため、今後は何等かの制限が入る可能性はあります、現時点ではありません。事務局から地元に現地を管理する人を臨時雇用してください。とお願いしてあり、既に手配されたようです。地域の人で管理する人を置くことで安心感を得られると思います。農業委員の立場としては、地元の人で管理できる人を入れたらどうかという提案や管理者の紹介をしていただきたいです。地元とのコミュニケーションをとるという意味でも地元の人を入れてもらえると良いと思います。

6番 今回のような判断に迷う場合、農業委員はどのタイミングで押印すれば良いでしょうか

事務局 不安であれば、押印せず、事務局に連絡、確認し、納得されてから押印してください。自由記述欄への意見記入とともに押印をお願いします。依頼があった時にすぐに押印する必要はありません。

会長 以上をもちまして、第6回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないとの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番